

# 新型コロナウイルス感染拡大に伴う お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置について

令和2年5月14日更新

上田ガス株式会社

当社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における、生活不安に対するための緊急措置を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客さまからのお申し出をいただいた場合に、下記のとおりガス料金及び電気料金の特別措置を行うことといたします。

## 記

### 1. 対象となるお客さま

当社の都市ガス、プロパンガス及び電気をご使用頂いているお客さまで、生活福祉資金貸付制度\*1の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま（新型コロナウイルスの影響に起因するものに限る）

\*1生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付が必要な世帯に対して生活費等の必要な資金の貸付等を行う制度

### 2. 特別措置の内容

令和2年2月検針分（早収期限日\*2が3月25日以降のもの）、及び3月・4月・5月・6月検針分の小売料金について早収期限日を1ヶ月間延長いたします。

\*2早収期限日

都市ガス料金の支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して30日以内。

なお、当社とご契約いただいているプロパンガス料金及び電気料金につきましては、支払期限日を1ヶ月間延長いたします。

### 3. 受付開始日

令和2年3月25日（水）

◆当該のお客さまにおかれましては、事前に電話にてご連絡をいただき、「長野県社会福祉協議会が発行する証明できる書類等（新型コロナウイルスの影響に起因するものに限る）」をご持参の上、当社受付窓口までお越しください。

◆審査等はありませんが、証明できる書類等がない場合には対象となりませんので、予めご了承ください。

以上

お問合せ先

上田ガス株式会社 総務部

電話：0268-22-0454

受付時間：8:30～17:00